

みんなで育てよう

国民健康保険

—— 新津市国民健康保険 ——

入院時食事療養費の 自己負担額が改正されます

入院したときにかかる食事代の自己負担額が、平成8年10月1日から下表のように改定されます。

なお、住民税非課税世帯等の方は負担額が、軽減されますが「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、保健課(窓口①番)で申請をしてください。減額認定証の提示がおくれたため、一般加入者の負担額を支払われた方は、差額を支給いたしますので手続きをしてください。



70歳未満で社会保険に加入されている方は、各保険者へ申請をしてください。

入院時食事療養費
の
自己負担(1日あたり)

		改正前	改正後
一般加入者		600円	760円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	450円	650円
	90日を越える入院 (過去12ヵ月の入院日数)	300円	500円
住民税非課税世帯等で高齢福祉年金を受けている人		200円	300円

☆食事にかかる負担額は高額療養費の支給の対象とはなりません。

詳しくは保健課保険給付係(内線 129)までお問い合わせください。